吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に定める書面)

2021 年 2 月 1 日
KDDI 株式会社
富士山の銘水株式会社

2021 年 2 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号
ガーデンエアタワー
(本店所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号)
KDDI 株式会社
代表取締役社長　髙橋　誠

山梨県富士吉田市上吉田 4961 番地 1
富士山の銘水株式会社
代表取締役社長　栗井　英朗

KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます)と富士山の銘水株式会社(以下「銘水社」といいます)は、2020 年 7 月 31 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDI が、同契約書に記載の事業に関して有する権利義務を、銘水社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDI においては会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日
   2021 年 2 月 1 日

2. KDDI における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続及び同法第 785 条並びに第 787 条、第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について

KDDI は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

KDDI は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 14 日付で官報公告を行い、併せて電子公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありません。

3. 銘水社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続及び同法第 797 条並びに第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

差止請求を行った株主はいません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

株式買取請求を行った株主はいません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

銘水社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 14 日付で官報公告を行い、併せて日刊工業新聞を以て公告いたしましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありません。

4. 本吸収分割により銘水社が KDDI から承継した重要な権利義務に関する事項

承継資産額(概算)　　0 円

承継負債額(概算)　　0 円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 2 月 1 日(予定)

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以　上